令和８年度施工分（令和７年度事前協議）

高松市自治会集会所改修等補助の手引き

高松市では、自治会集会所改修等補助事業において、自治会が所有する集会所の改修又は増築工事と、集会所の耐震性を確認することを目的とした耐震診断に必要な経費の一部を補助します。

本市からの補助を受けるためには、改修等**工事又は耐震診断を実施する前年度に本市との事前協議・書類の提出が必要**となります。

補助対象事業（例）

屋根・外壁塗装

手すりの設置

合併浄化槽への転換

トイレの洋式化

耐震診断

補助の要件

共通	• 申請する自治会が認可地縁団体であること • 集会所の主な使用用途は自治会活動であること • 集会所の敷地は自治会が使用する権利を有すること • 交付申請時に集会所を自治会名義で登記済みであること • 事業の実施について自治会員の同意が得られていること

補助対象事業	要件
改修工事 増築工事 安全設備の整備 浄化槽の整備	• 対象となる工事費（補助対象経費）が５０万円以上であること • 工事を分割して申請していないこと • 当該工事について他の補助金の交付を受けていないこと
耐震診断	• 昭和５６年５月３１日までに着工された集会所であること • 所定の講習を受けた耐震診断技術者が行うものであること • 過去に当該補助金の交付を受けて耐震診断を実施していないこと

スケジュール

高松市からの補助金を受けるためには、以下の流れに沿って手続きが必要です。必ず御確認ください。

事前協議
R7.7/1～9/30

令和８年度に事業を実施するには、この期間内に高松市へ見積書等を提出し、工事又は耐震診断の内容について市と協議することが必要です。

↓

内定
R8.３月末

補助金の予定支給額を記載したお知らせを自治会長宅へ送付しますので内容を御確認ください。
※あくまでも「内定」ですので、このお知らせをもって支給が確定するものではありません。

↓

交付申請
R8.４月以降

交付申請手続きのため、再度、見積書等の必要書類を高松市に提出してください。
この時提出された書類を元に、交付金額を算出します。

↓

交付決定
交付申請から約２週間後

補助金の額が決定したら、金額を記載したお知らせを自治会長宅へ送付します。このお知らせが届いてから、業者等と契約してください。

↓

事業着手
交付決定通知到着後

業者等と契約したのち、高松市へその旨を書類にてお知らせください。

↓

事業完了
R9.3/31まで

工事又は耐震診断が終了し、業者への代金支払いをもって事業完了となります。事業完了後２０日以内に高松市へその旨を書類にてお知らせください。

↓

補助金支給

自治会の指定の口座に、補助金を入金します。

Q＆A

交付申請をする際、事前協議よりも見積金額が高くなりました。補助金の交付額も増額されますか？

事前協議の内容で上限額を決定するため、補助金額は増えません。
ただし、事前協議より見積金額が下がった場合は、補助金の額も下がります。

改修工事の中に、補助対象外の工事が含まれているときはどうすればいいですか？

御提出いただいた見積書を市の担当者が確認し、対象外経費を除いて補助金の額を決定します。そのため、工事業者等に工事内容などについて確認させていただくことがあります。

提出書類

下線部の書類は市指定様式で御提出ください。

	改修又は増築工事 安全設備の整備・合併浄化槽の整備	耐震診断
事前協議	□事前協議書 □資金計画書 □事業計画書 □所在地図 □申請にかかる集会所の敷地及び建物の登記事項証明書（写）※１ □【借地の場合】賃貸借（使用貸借）契約書（写）及び登記事項証明書（写）※１、※３ □直近２か年分の予算・決算状況が分かるもの(令和６年度・令和７年度総会資料等) □事業の実施について自治会員の同意を得ている事が分かるもの（議事録等）	
	□３者以上の見積書・内訳書（写）※１ （同仕様のもの） □平面図（施工前・施工後） □写真（外観・内観・施工箇所）※２ □【安全設備のみ】カタログ	□見積書（写）※１
交付申請	□補助金等交付申請書 □収支予算書 □事業計画書 □所在地図 □申請にかかる集会所の敷地及び建物の登記事項証明書（写）※１ □【借地の場合】賃貸借（使用貸借）契約書（写）及び登記事項証明書（写）※１、※３	
	□３者以上の見積書・内訳書（写）※１ （同仕様のもの） □平面図（施工前・施工後） □写真（外観・内観・施工箇所）※２ □【必要な場合】建築確認済証（写）又は 工事届提出済証明書（写） □【安全設備のみ】カタログ	□見積書（写）※１
事業着手	□着手届	
	□工事請負契約書（写）	□契約書（写）
事業完了	□完了届 □実績報告書 □収支決算書 □領収書（写） □請求書 □振込先変更依頼書	
	□完了後写真(申請時と同じ場所から撮影したもの)※２ □【建築確認提出者のみ】検査済証（写）	□耐震診断報告書

安全設備や浄化槽の工事がある場合は、その金額が分かるように記載してください

（※１）登記事項証明書及び見積書は発行日又は作成日から**３か月以内**のものを有効とします。
（※２）写真は撮影日から**１か月以内**（完了後写真は**２０日以内**）の日付入りのものを有効とします。
（※３）契約を締結していない場合は、契約書の代わりに土地使用承諾書でも可

補助金額

補助対象事業	補助対象経費の上限額	補助率	補助金額の上限
改修工事 増築工事	２００万円	５０％以内	**１００万円**
安全設備の整備	１００万円		**５０万円**
合併浄化槽の整備	１００万円		**５０万円**
耐震診断	１０万円		**５万円**

【注１】補助率は予算の範囲内で変動する場合があります。

【注２】災害（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けたもの）により被害を受けた集会所を復旧するための改修工事を、被害を受けた日から１年以内に着手した場合、補助率は７５％とします。

補助対象経費の考え方

本補助金は、**建物本体**にかかる工事費と**耐震診断**にかかる費用を補助するものです。よって、集会所と別棟の倉庫や、単なる備品の設置は補助対象外です。検討中の工事が補助対象かどうか御不明な場合は、お問い合せください。

⭕ 補助できます

- 屋根や外壁の塗装工事
- シーリング打替え
- トイレの洋式化
- 手すりの設置
- スロープの設置（地上から出入口まで）
- 車いす対応トイレの設置
- 合併浄化槽の整備
- 耐震診断
- 耐震診断等に基づく耐震改修工事

工事等にかかる経費の総計から補助金額を除いた費用は自治会の負担になります。みなさんでよく相談してください。

✖ 補助できません

- 解体工事費※改修又は増築工事に要する一部解体は補助対象
- 外構工事費（フェンス・犬走り等）
- 備品（家具・家電・照明器具・エアコン等）※ただし、床や壁の工事と一体のものは補助対象となる場合も有り
- 測量費
- 設計費
- 見積費
- 登記費用
- シロアリ駆除
- 建築確認等申請費
- 各種負担金・手数料等

【問合せ先】高松市番町一丁目８番１５号
高松市役所　協働コミュニティ推進課（本庁舎４階）
TEL：０８７－８３９－２２７７　　受付時間：平日　８時３０分～１７時